

福山市教育委員会会議（第7回）議事日程

2021年（令和3年）9月29日

午後2時 於：教育委員室

日程第1		教育委員会会議録の承認について	
日程第2		教育長の報告について 教育長報告	1
		令和3年9月定例市議会答弁報告	2
日程第3	議第46号	福山市立小学校、中学校及び義務教育学校の管理並びに学校教育法の実施に関する規則の一部改正について	25
日程第4	議第47号	小学校及び中学校の通学区域の設定及び廃止について	31
日程第5	議第48号	福山市立小学校、中学校及び義務教育学校の通学区域に関する規則の一部改正について	34
日程第6	議第49号	福山市立広瀬学園小学校及び福山市立広瀬学園中学校の就学に関する取扱いについて	37
日程第7	議第50号	福山市立広瀬学園小学校及び福山市立広瀬学園中学校の校歌及び校章について	41
日程第8	議第51号	福山市立常石ともに学園の校歌について	44
* 日程第9	議第52号	福山市社会教育委員の委嘱について	
* 日程第10	議第53号	臨時代理の承認を求めることについて（教職員の人事）	

*は非公開予定

教育長報告

9月	10日	金	学校訪問（常石小）
	11日	土	
	12日	日	
	13日	月	本会議
	14日	火	本会議
	15日	水	本会議 文教経済委員会
	16日	木	本会議
	17日	金	文教経済委員会 学校訪問（常石小）
	18日	土	
	19日	日	
	20日	月	
	21日	火	予算特別委員会
	22日	水	
	23日	木	
	24日	金	学校訪問（南小）
	25日	土	
	26日	日	
	27日	月	学校図書館リニューアル完成式（神辺小）
	28日	火	本会議
	29日	水	第7回教育委員会会議

【一般質問】

- ・ 水曜会 大田 祐介 議員
 石口 智志 議員
 羽田 俊介 議員
 石田 実 議員

- ・ 公明党 野村 志津江 議員
 塚本 裕三 議員

- ・ 誠友会 田口 裕司 議員

- ・ 市民連合 池上 文夫 議員
 小山 友康 議員

- ・ 日本共産党 高木 武志 議員

- ・ 新政クラブ 宮地 毅 議員

※記載内容については、福山市議会の正式な記録ではありません。

順序	1	質問日	9月13日	会派名	水曜会	氏名	大田 祐介
----	---	-----	-------	-----	-----	----	-------

発 言 の 要 旨	
5	山野小・中学校の再編について
①	再編に向けた協議の現状
②	地域資源を生かした林間学校について
ア	小中学校における自然体験活動への取組状況と成果
イ	赤坂ふれあいランドの利用状況
ウ	近隣の市町で林間学校を設置し実績を上げている例

〔教育長答弁〕

始めに、山野小と広瀬小，加茂小学校，山野中と広瀬中，加茂中学校の再編に向けた地元協議の現状についてです。

2015年（平成27年）8月に再編計画を策定して以降，地域の役員や保護者と意見交換を行い，地域説明会の開催に向けて取り組んできました。

これまで，学校再編は，子どもたちにとってのより良い学びの環境づくりのために行うものであることから，地域の活性化とは分けて考え，進めてきました。

山野地域においては，今後の地域づくりを心配する思いが強く，そうした進め方ができませんでした。

そのため，教育環境だけでなく，将来を見据えた地域づくりについて，地域活性化を担当する企画財政局・市民局と教育委員会が連携し，地域・保護者と一緒に協議していくということを理解いただきました。

こうした経過を踏まえ，9月9日の教育委員会会議において，2022年度（令和4年度）としていた学校再編については，1年に限り延期することとしました。

子どもたちの新しい学校生活に向けた準備期間等を考慮し，決定したものです。

今後は，2023年度（令和5年度）に向けて，開校準備委員会を設置し，新しい学校づくりに向けた協議を始めます。

また，山野小・中学校に通う子どもたちの個々の状況を踏まえながら，不安なく新たな学校生活を送れるよう取り組みます。

併せて，今後の山野地域のあり方や再編後の教育機能について，行政と地域・保護者が検討するための協議の場を設置し，地域の持続・活性化に向け，取り組んでまいります。

次に，自然体験活動への取組状況についてです。

小学校では，野外活動として，ウォークラリー，キャンプファイヤー，民泊での農業体験，中学校では，修学旅行の中で，カヌー，シーカヤック，農業，漁業体験等を実施しています。

草木や生物に直接触れ，仲間と協力して活動する体験を通して，子どもたちは，自然の

すばらしさを感じ、新たなことにチャレンジしようとする意欲が高まっています。

ふれあいランドの利用状況は、2019年度（令和元年度）31校、2020年度（令和2年度）42校、今年度は49校が利用する予定です。

次に、林間学校についてです。

近隣では、三次市に、廃校後の木造校舎を改装した「ほしはら山のがっこう」という体験交流宿泊施設があります。

子どもたちの野外活動や体験学習の場所として利用されているとともに、家族や友だちでキャンプや旅行に訪れるなど、市内外から多数利用されており、地域の活性化につながっていると聞いています。

御提案いただいた事例も踏まえつつ、具体的な山野地域の今後のあり方などについて、地域や保護者の意見を聴きながら、協議を進めてまいります。

順序	3	質問日	9月13日	会派名	水曜会	氏名	石口 智志
----	---	-----	-------	-----	-----	----	-------

発 言 の 要 旨	
3	教育について
①	学校における感染防止対策について
②	コロナ禍における分散登校等の基準について
③	ワクチン接種について
④	新型コロナの子どもたちへの影響について
⑤	教科の授業時間配分について

〔教育長答弁〕

始めに、学校における感染防止対策についてです。

学校が夏季休業中であった8月の児童生徒の感染者数は、12日までが16人、13日以降が98人であり、上旬から下旬へと、約6倍に増えています。

学校では、文部科学省の衛生管理マニュアル「学校の新しい生活様式」において、感染急増の段階である「レベル3」の行動基準に基づき、本人及び同居家族に、風邪症状がある場合の自宅休養の徹底・校舎に入る前の健康状態の把握、こまめな手洗いや常時換気の徹底など、感染防止対策に努めています。

次に、2学期からの分散登校等の基準についてです。

「学校の新しい生活様式」レベル3の行動基準として、最低1メートル、できるだけ2メートル程度の身体的距離の確保が示されています。

その基準も参考にしながら、8月の児童生徒の感染状況を踏まえ、教室で、1.5メートル以上の身体的距離を確保できない学年・学級を分散登校としました。

出席の取扱いについては、分散登校を行っている期間は、授業日として扱い、登校すべき時間帯に登校した児童生徒は、出席となります。

本人及び同居家族の風邪症状や感染不安により登校せず、家庭で学習する場合は、出席停止となります。

このことは、文部科学省及び県教育委員会が示しているものです。

次に感染者が発生した場合の対応についてです。

児童生徒、教職員が感染した場合、学校は該当者の行動履歴を把握し、接触者等のリストを作成します。

そのリストを基に、保健所と教育委員会が協議し、臨時休業等の対応を決定しています。

次に、ワクチン接種についてです。

7月に、ワクチン接種の対象ではない12歳未満の児童と関わる小学校教職員を本市が独自に、優先接種の対象としました。

それを受け、全小学校と義務教育学校に対し、接種会場や日程などについて周知しまし

た。

また、優先接種の期間中に、希望する教職員が、円滑に接種できるよう、新しい接種会場の情報など、随時、周知しています。

次に、新型コロナウイルスやワクチン接種に関する教育についてです。

子どもたちが、感染のリスクを自ら判断し、適切な行動をとれるよう、感染症やワクチン接種について、正しく理解することが重要です。

各学校は、文部科学省作成の保健教育指導資料「新型コロナウイルス感染症の予防」も活用し、正しい情報の収集や新しい生活様式等について、指導しています。

また、児童会・生徒会や保健委員会が中心となり、感染防止のために工夫できることを、自分たちで考え実践したり、全校に呼びかけたりしています。

ワクチン接種については、有効性や副反応について正しく理解できるよう、啓発チラシを教育委員会ホームページに掲載するとともに、保護者に対し、メールなどで周知しています。

次に、新型コロナの、子どもたちへの影響についてです。

1学期、全ての学校において、端末を持ち帰り、日常的な活用ができるよう、連絡事項の配信、オンライン上での意見交流等を行ってきました。

分散登校の実施に当たり、各学校は、この間の取組状況に応じて、事前に授業を配信し、通信状況を確認したり、始業の日に、改めて、活用方法を指導したりするなど、スムーズにリモート授業や、課題等の配信ができるよう取り組んできました。

また、実際にリモート授業等を行う中で、児童生徒、教職員ともに、不具合も経験しながら、端末の活用に慣れてきている状況も見られます。

自宅でのリモート授業や保護者のサポートが困難な児童生徒は、登校し、特別教室等で学習できるようにしています。

運動面については、この間、体育科の授業や学校行事、部活動など、内容、時間、人数等を工夫し、取り組んでいます。

しかし、感染状況により、延期・中止せざるを得ないものもあり、ストレス等を抱える児童生徒もいると捉えています。

また、全国学力・学習状況調査の質問紙調査でも、全国的に、児童生徒の自己肯定感や「学校に行くことが楽しい」という意識が低くなっており、本市においても、同様の傾向が見られます。

学習面への不安、学校行事の削減による気分の落ち込みなど、子どもたちが、様々な不安やストレスを抱えているとの認識に立ち、各学校においては、毎日の健康観察や授業などの機会に、子どもたちの変化を見ています。

また、必要に応じて、スクール・カウンセラーと連携し、一人一人の悩みや不安の解消に努めています。

次に、教科の授業時間配分についてです。

文部科学省が、来年度から導入する「授業時数特例校」については、7月に、県教育委員会を通じて、通知がありました。

本制度は、教科等ごとの授業時数の配分を変更し、学校や地域の特色を生かした特別の教育課程を編成・実施できるものです。

その趣旨は、教科等を横断し関連付けた学習や身に付けた知識等を活用する探究的な学習活動を充実させ、資質・能力を育成することにあります。

内容としては、各教科等、標準授業時数の1割を上限として配分の変更ができること、年間の標準授業時数の総授業時数は確保することなどが定められており、

文部科学省への申請の前に、保護者、地域等に説明を行うこととなっています。

本市においては、この間、学びが、教科・学年の枠を超えることを前提に、教科や学年の系統を明らかにし、関連付けた教育課程の編成・実施に取り組んできています。

本制度は、学校裁量の幅を拡大し、特色ある教育活動を通して、各校の子ども主体の学びを、一層、促進するものです。

次年度の教育課程の編成時期に合わせ、通知等を行い、本制度の理解に基づく活用を促してまいります。

順序	4	質問日	9月13日	会派名	水曜会	氏名	羽田 俊介
----	---	-----	-------	-----	-----	----	-------

発 言 の 要 旨	
1	福山市立福山高等学校の野球部監督招聘について
	① これまでの経緯
	② 今後の市の対応
	③ 福山中・高のこれまでの取組の成果について
	④ 部活動の強化という決断を下した目的について

〔教育長答弁〕

始めに、福山高等学校野球部の監督招聘の経緯についてです。

福山中・高等学校は、校訓である「共感・知性・意志」のもと、生徒は、学習とともに部活動にも主体的に取り組んでおり、少林寺拳法部や女子ソフトボール部等は、全国大会出場を果たしています。

この度、迫田守昭さんと親交のある方を介して、本市が話をする機会を得たことから、野球部監督への就任を依頼し、実現したものです。

新年度に向けては、迫田さんと協議しながら、活動計画を作成するとともに、防球ネットや屋外照明、ピッチングマシンなどの練習環境を充実させることとしています。

次に、福山高等学校のこれまでの取組の成果についてです。

福山高等学校は、2004年（平成16年）に福山中学校を開校し、併設型中高一貫校として以来、校歌に歌われた、「夢を見つける 夢をはぐくむ 夢をかなえる」i.dream（アイドリーム）を合言葉に、学校教育目標である「創造的な知性と豊かな心の調和的な発達を図り、国際社会に貢献できる人間の育成」に向かって、生徒とともに、教職員一丸となって取り組んできました。

開校当初に掲げた、「進学実績の数値目標の達成」に止まることなく、次代に求められる資質・能力を育む教育内容の創造が必要であるとの認識に立ち、それまでの実践を、福山100NEN教育の理念を踏まえ 整理しました。

そして、ESDの深化による地域のSDGs推進事業（サステイナブルスクール）に応募し、認定され、3年間実践・研究しました。

市内企業と連携して、地域や国際的な課題の解決をめざす「グローバル人材育成事業」を始め、国際課題解決プロジェクト、在り方・生き方プロジェクト等を実践し、現在も取り組んでいます。

その結果、ユネスコ本部からユネスコスクールに認定され、2019年（令和元年）には、ESD大賞の最高賞である「文部科学大臣賞」を受賞しました。

中高一貫校として17年間、多くの卒業生は、日本を代表する企業などで、福山の未来を創り支える人として、様々な場所で、様々な役割を担い、社会に貢献していると自負し

ています。

しかし、文化祭や体育祭等の行事で爆発する生徒のエネルギーは、日々の学校生活で、思いや意見として伸び伸びと表現されることが少なく、また、高等学校での受験倍率の低下が課題であると捉えています。

来年度からスタートする第Ⅴ期ビジョンに、福山100NEN教育がめざす「学び」を象徴する学校としての姿を描き、日々の教育活動を通して、追求しています。

次に、福山高等学校の部活動の強化の目的についてです。

迫田さんは、これまで、昭和、平成、令和と時代を越えて甲子園に何度も導いた、卓越した指導力を持たれた監督です。

野球部を強化し、中期的には県内上位、甲子園を狙える力をつけることをめざします。

このことは、野球部のみならず、全ての生徒の夢の実現、全教育活動の活性化につながると考えています。

また、生徒だけでなく教職員、そして市内の学校・地域に止まらず、大きな刺激とエネルギーをいただけるものと期待しています。

順序	5	質問日	9月13日	会派名	水曜会	氏名	石田 実
----	---	-----	-------	-----	-----	----	------

発 言 の 要 旨	
5	子どもの視力低下について
①	本市の小中学生の視力低下の現状
②	視力検査の事後措置と学校、保護者間での問題意識の共有
③	I C T活用による児童生徒の健康面への影響に対する配慮
④	小中学校における教科指導

〔教育長答弁〕

始めに、本市の小中学生の視力低下の現状についてです。

裸眼視力が1.0未満の児童生徒の割合は、2010年度（平成22年度）から5年ごとに、小学校は、33.8パーセント、32.7パーセント、36.8パーセント、中学校は、56.6パーセント、56.9パーセント、60.9パーセントです。

次に、視力検査の事後措置と、学校や保護者間での問題意識の共有についてです。

裸眼視力が1.0未満だった児童生徒に対しては、保護者あてに、受診の勧奨を通知し、診察結果の提出を求めています。

また、保健だより等を通じて、視力低下を招く生活習慣について注意喚起を行ったり、目の体操を紹介したりするなど、家庭と連携した取組を進めています。

次に、I C T活用による児童生徒の健康面への配慮についてです。

今年4月、文部科学省が作成した「児童生徒の健康への配慮等に関する啓発リーフレット」を学校に配付しました。

このリーフレットでは、端末を使用するときは、目から30センチ以上離し、姿勢を良くすることや、30分に1回は、遠くを見ることなど、目の健康に配慮した具体的な約束や方法が示されています。

各学校は、リーフレットも活用しながら、長時間、画面を見続けることのないよう授業を工夫したり、子どもたちが、自分で画面の明るさや角度を調整できるよう指導したりしています。

次に、小中学校における教科指導についてです。

小学校体育科、中学校保健体育科では、長時間にわたるI C T機器の使用が、目の乾きや疲れ等、健康に影響を及ぼすことを学習します。

中学校では、生活チェックカード等を活用し、自分で、家での端末使用時間の見直し、改善に取り組むよう指導しています。

引き続き、日々の教育活動を通じて、児童生徒が自分の健康に関心を持ち、課題の解決に向けて考え、行動できるよう取り組んでまいります。

順序	7	質問日	9月14日	会派名	公明党	氏名	野村 志津江
----	---	-----	-------	-----	-----	----	--------

発 言 の 要 旨
1 がん対策について
(3) がん教育について

〔教育長答弁〕

がん教育についてです。

各学校では、児童生徒が、自他の健康と命の大切さについて、主体的に考えることができるよう、保健体育科をはじめとした各教科等において、がん教育を含めた健康教育に取り組んでいます。

小学校体育科では、喫煙、飲酒、食生活、運動不足が、がんの原因となり得ることや、健康的な生活習慣を身に付けることの大切さについて学習します。

中学校保健体育科では、がんのできる原因や仕組み、早期発見・早期治療に向けた検診の重要性等について学習しています。

また、特別の教科 道徳では、がん患者の生き方を扱った教材を通して、命や人々の支え合いの大切さについて考えています。

薬物乱用防止教室でも、外部講師から、がんの原因ともなる喫煙や飲酒が及ぼす体への影響を聞き、健康への関心を高めています。

中学校学習指導要領に、「がんの予防」について取り扱うことが明記されたことを踏まえ、文部科学省が作成・紹介している映像教材、専門家による学習プログラム、関連するウェブサイト等を活用し、引き続き、がん教育に取り組んでまいります。

順序	11	質問日	9月14日	会派名	公明党	氏名	塚本 裕三
----	----	-----	-------	-----	-----	----	-------

発 言 の 要 旨	
2	災害時の学校の役割について
①	学校施設の水害・土砂災害対策事例集について
②	防災教育について

〔教育長答弁〕

始めに、災害時の学校の役割についてです。

始めに、文部科学省からの通知等を受けての学校の対応・取組についてです。

水害・土砂災害に対するソフト面の対策として示されている、地域の災害リスクに応じた避難確保計画は、全校で作成しています。

その計画に基づく避難訓練を実施し、必要に応じて、計画の見直しを行っていきます。

ハード面の対策としては、校舎の改築時に、盛土や、敷地内で校舎を移転するなど、避難施設としても、整備をしています。

引き続き、事例集等も参考にしながら、本市の実態に応じた対策をまいります。

次に学校における防災教育の取組についてです。

各学校では、児童生徒が、自然災害の現状や原因を理解し、災害時に、的確な判断と適切な行動ができるよう、各教科等において防災教育に取り組んでいます。

理科や社会科では、自然災害が起こる原因や仕組み、人々を守る対策や活動等について学習します。

特別活動や総合的な学習の時間では、地域のハザードマップや、昨年6月に、県が作成した「ひろしまマイ・タイムライン」を活用し、具体的な災害を想定しながら、避難に備えた行動を考えています。

順序	13	質問日	9月15日	会派名	誠友会	氏名	田口 裕司
----	----	-----	-------	-----	-----	----	-------

発 言 の 要 旨	
4	福山100NEN教育の推進について
①	校長の意識の統一について
②	各学校の状況に即した理論研修について
③	教職員に求める資質，能力について
④	全国学力テストの結果について
5	コミュニティースクールについて
①	コミュニティ・スクールについて
②	学校，家庭，地域での意識共有について

〔教育長答弁〕

始めに、校長に対する指導支援策に係る状況についてです。

教育委員会では、「福山100NEN教育」を基本理念に、全ての子どもたちが、学ぶ意欲や知的好奇心を発揮できる「子ども主体の学び」全教室展開に取り組んでいます。

校長には、「学び」の理解に基づく子どもへの愛情と、教職員の意欲や創造性を引き出し、変化を追い風に挑戦する学校経営力（マネジメント力）が必要です。

より率直な意見交換・対話を求め、私の1，2か月間の予定表を示し、学校が、日時・場所・内容・参加者を決めて対話する場をもっています。

意見交換しながら、議論になることもあります。

学校の取組や子どもたちの学ぶ姿とともに、考え実践しているからこそ出てくる教職員の言葉に、ペースや内容は違っても、それぞれの変化を実感しています。

また、教育委員会全体で、学校の課題等を共有するために、管理部と学校教育部が一緒に、情報共有会議や校長面談、学校訪問等を行っています。

校長が考える課題や要望に応えるだけでなく、面談や訪問を通して、教育委員会が学校の課題等を発見し、解決を図っていけるよう取り組んでまいります。

次に、学校の実態に即した研修についてです。

今年度の校長研修では、国や県の教育施策と福山100NEN教育との関連、主体的な端末の活用を促すデジタル・シティズンシップの考え方、学校経営の中期・短期目標の設定などをテーマに、小中学校でブロック別に、教育委員会の部課長、指導主事も入り、各学校の取組や課題等について交流・協議しています。

次に、教職員に求める資質，能力についてです。

中央教育審議会は、答申『令和の日本型教育』の構築を目指して」を取りまとめ、これからの教職員の姿として、子ども一人一人の学びを最大限に引き出す役割を果たしてい

る,子どもの主体的な学びを支援する伴走者としての能力を備えている 等を示しました。

これらは,本市が取り組んできている「子ども主体の学び」で求めている,一方的に教えるのではなく,学びを促そうとする教職員の役割そのものです。

こうした役割を発揮するために必要なのは,「学び」という営みの本質を捉え,子どもたちの変化を見ながら授業の組み立て方や重点の置き方など柔軟に対応できる力です。

全ての教職員が,教育を取り巻く環境の変化を前向きに受け止め,子どもとともに学びの面白さを追求できるよう,引き続き,取り組みます。

次に,全国学力・学習状況調査の結果についてです。

教科に関する調査の平均正答率は,全国と比較し,小中学校で,国語で約2~3ポイント,算数・数学で約4ポイント下回りました。

意識に関する調査では,自分にはよいところがある,将来の夢や目標を持っている などの自己肯定感に係る項目や,国語や算数・数学の勉強が好き,難しいことでも失敗を恐れず挑戦している などの学習意欲に係る項目の肯定的な回答が,全国と同様に,前回調査よりも低くなっています。

学力と意識の関係を見ると,自己肯定感,意欲などの非認知能力に係る項目で,肯定的回答をした児童生徒の教科に関する正答率が,高くなっています。

非認知能力の結果が,教科学力に通じるということは,「学力の伸びを見る調査」からも,明らかにされています。

今後,非認知能力が低くなった要因について,一斉と個別のバランスを考えた授業づくり,新型コロナウイルスに係る臨時休業や生活の変化,全教科を担当することが多い小学校教員の若年化 などの視点で,本市の学力向上アドバイザーや福山100NEN教育研究員と協議しながら,様々な角度から分析し,改善策を講じていきます。

一方で,「自分で課題を立てて情報を集め,整理して調べたことを発表するなどの学習活動に取り組んだ」という質問において,全国と比較し,小学校で6.6ポイント,中学校で11.6ポイント上回っています。

これは,文部科学省が,実現すべき「令和の日本型教育」の姿として提唱している「個別最適な学び」や「協働的な学び」につながるものです。

引き続き,1人1台の端末も活用しながら個別にすることと,一斉にすることを臨機応変に組み合わせた「子ども主体の学び」に着実に,取り組んでまいります。

次に,コミュニティ・スクールについてです。

想青学園の開校準備委員会に,地域・保護者・学校の代表による「地域連携部会」を設置し,各地域の学習素材を活用した教育内容について協議するとともに,コミュニティ・スクールの目的,取組等を学習し,地域住民や保護者の教育活動への関わり方を考えていきます。

開校後は,地域住民,保護者の代表が,学校運営協議会の委員として,校長が作成する基本方針の承認,教育活動への意見具申等,学校運営に参画することを通して,地域とともにある学校づくりを進めていきます。

また,想青学園開校後,全ての市立学校に,順次,コミュニティ・スクールを導入していく考えです。

次に、学校、家庭、地域での意識共有についてです。

現在、中学校区を単位に、学校関係者評価会議を設置し、年3回程度、保護者及び地域の代表者が評価委員として、学校が行う自己評価を通して対話し、相互理解を深めています。

また、各学校は、登下校の見守りや、ふるさと学習の講師、本の読み聞かせなど、保護者、地域の協力を、様々にいただいております。日常的に、子どもたちの成長や気になる様子等を交流しています。

次に、本市が目指す教育の家庭、地域への浸透についてです。

8月2日に、教職員、保護者、地域関係者など2,000人以上の参加による、第18回「福山教育フォーラム」をオンラインで開催しました。

「認知のしくみから学習方法を見直す」をテーマに、大学教授、元陸上オリンピック、認知科学を学ぶ大学生が、それぞれの立場から、児童生徒が学び、理解する過程や学習者の困難や間違いの要因等について対話し、教職員はもとより、保護者や地域の方にも考えていただく機会としました。

他にも、地域情報誌への連載、ラジオ番組での対話を通して、学びの本質から、学校の取組の意味や授業での児童生徒の素晴らしさなどを説明しています。

また、市PTA連合会や私立幼稚園の研修において、授業での子どもが学ぶ姿を動画等で紹介するなど、本市の取組の目的や意義の共有に努めています。

次に、地域との連携による持続可能なコミュニティづくりについてです。

本市においては、福山100NEN教育における小中一貫教育の柱として、「大好き！福山～ふるさと学習～」を位置付けています。

子どもたちが、地域の自然や歴史、文化、人々の営み等について知り、地域の方と一緒に体験したり、地域課題の解決に取り組んだりすることは、子どもたちの郷土愛を育み、持続可能な社会を創る意欲や実践力につながるものと考えています。

順序	16	質問日	9月15日	会派名	市民連合	氏名	池上 文夫
----	----	-----	-------	-----	------	----	-------

発 言 の 要 旨	
5	福山市立福山中・高等学校について
①	17年間の成果と課題について
②	通学区域の変更について
③	野球部強化策の今後の方針・具体策，スケジュール等について
④	市内中学生の競技力，指導者の指導力等の向上策の具体
6	学習端末について
①	2学期となり，学校，家庭での課題などは
②	いじめ等，新たな課題が発生してるが，どう対応しているのか
③	学習端末の利用確認書についての考え方

〔教育長答弁〕

始めに，福山市立福山中・高等学校の17年間の成果と課題についてです。

福山高等学校は，2004年（平成16年）に福山中学校を開校し，併設型中高一貫校として以来，「夢を見つける 夢をはぐくむ 夢をかなえる」i . d r e a mを合言葉に，学校教育目標である「創造的な知性と豊かな心の調和的な発達を図り，国際社会に貢献できる人間の育成」に向かって，生徒とともに，教職員が一丸となって取り組んできました。

開校当初に掲げた，「進学実績の数値目標の達成」に止まることなく，次代に求められる資質・能力を育む教育内容の創造が必要であるとの認識に立ち，それまでの実践を，福山100NEN教育の理念を踏まえ，整理しました。

そして，ESDの深化による地域のSDGs推進事業（サステイナブルスクール）に応募し，認定され3年間実践・研究しました。

また，市内企業と連携して，地域や国際的な課題の解決をめざす「グローバル人材育成事業」等を実践し，現在も取り組んでいます。

その結果，ユネスコ本部からユネスコスクールに認定され，2019年（令和元年）には，ESD大賞の最高賞である「文部科学大臣賞」を受賞しました。

中高一貫校として17年間，多くの卒業生は，日本を代表する企業などで，福山の未来を創り支える人として，様々な役割を担い，社会に貢献していると自負しています。

しかし，文化祭や体育祭等の行事で爆発する生徒のエネルギーは，日々の学校生活で，思いや意見として伸び伸びと表現されることが少なく，また，高等学校での受験倍率の低下が課題であると捉えています。

次に，通学区域の変更は，こうした課題への対応として，広く意欲のある生徒を確保するため，来年度の入学生から通学区域を県内一円に変更したものです。

来年度からスタートする第V期ビジョンに、福山100NEN教育がめざす「学び」を象徴する学校としての姿を描き、日々の教育活動を通して、追求しています。

次に、野球部強化策の今後の方針、スケジュール等についてです。

今後の方針としては、迫田さんの指導のもと、野球部員一人ひとりの技術力の向上と人間的な成長を図る中で、野球部の総合的な力をレベルアップしていきたいと考えており、中期的には、県内上位、甲子園を狙える力をつけることをめざします。

新年度に向けては、迫田さんと協議しながら活動計画を作成するとともに、防球ネットや屋外照明、ピッチングマシンなどの練習環境を充実させることとしています。

次に、市内中学生の競技力の向上等についてです。

迫田さんの卓越した指導力を、市内の野球をしている中学生やその指導者のレベルアップにも活かしていただくことを考えています。

今年度、中学校体育連盟と連携し、迫田さんを講師に招き、実地の講習会を行うこととしています。

福山高等学校の野球部のみならず、市内の中学生にも大きな刺激とエネルギーをいただけるものと考えています。

次に、学習端末についてです。

始めに、学校、家庭での課題等についてです。

1学期、全ての学校で、端末を持ち帰っています。

学校では、日々の授業や委員会活動などで、検索サイトによる調べ学習、オンライン教材による個別学習、Web会議システムを使った情報共有などを行っています。

こうした中で、教職員のスキルや意識等に差がある、児童生徒が、授業に関係ない動画やアプリ等を利用しているといった課題が見られました。

そこで、必要に応じて、指導主事が学校に行き、操作方法や活用例を示したり、校長と一緒に、協議・確認してきました。

また、1学期、教職員のスキル向上に向け、基礎研修及び標準研修を各3回実施し、約130名が参加しました。

家庭では、課題や連絡事項の受け取り・返信、健康観察の入力、AIドリルを使った自主学習などを行っています。

保護者からは、「家でのルールが守れず、心配である」「勉強をしているのか遊んでいるのか分からない」といった相談がありました。

学校は、機会を捉えて、児童生徒と一緒に考え、活用のルールを確認し、保護者へのお願いもしています。

教育委員会は、アプリ等の内容によっては、フィルタリング管理会社と連携し、使用制限などの対策をとっています。

端末の不具合については、業者と連携して、調整、修理をしています。

また、Wi-Fi環境が整っていない家庭には、①学校で教材をダウンロードして持ち帰る、②携帯電話等と端末を接続する方法を紹介する、③内容によって、Wi-Fiルータを貸し出す等の対応をしています。

次に、端末の使用に係る教育委員会の方針についてです。

現在、実際にオンライン学習を行う中で、児童生徒、教職員ともに、不具合も経験しながら、端末の活用に慣れてきている状況が見られます。

この間の、各学校の端末活用状況を整理し、先進的な自治体等の取組も参考にし、改めて、発達段階を踏まえた端末の活用の仕方、方針を示していく必要があると考えています。

次に、端末の活用に係るいじめについてです。

1学期、人の端末を勝手に使用したことから、いじめに発展した事例の報告がありました。

また、いじめには繋がらなかったものの、オンライン上の掲示板への書き込みや落書き等、日常、社会に見られるSNSによる誹謗中傷につながりかねない事例もありました。

各学校では、全教職員で、同様の事案が発生していないか確かめたり、保護者と連携し、家庭での様子を見てもらったりしています。

昨日、東京の小学校6年生が、配付された端末のチャット機能を使い、悪口を書き込まれるいじめを受け、自殺をしたという、ショッキングな報道がありました。

このことを踏まえ、昨日、夕刻に、オンラインによる臨時校長会議を行いました。

オンライン上でのいじめやトラブルは起こりうるという認識のもと、私から、子どもの命を守るために、「しっかり見る、気づきを声に出す、児童生徒が考え話し合う時間を持つ」ことをお願いしました。

引き続き、日頃から端末の利用状況を把握し、アンケートをもとにした面談等も通して、いじめの早期発見に努めていきます。

次に、学習端末の利用確認書についてです。

確認書は、子どもの発達段階に応じて、使い方やルールなどを、家庭で話し合い、児童生徒及び保護者が、自覚と責任をもって利用できるよう配付し、署名をお願いしました。

署名に対する、保護者から教育委員会への問い合わせはありません。

家庭の方針や状況により、確認書を提出していない児童生徒もいます。

提出がない場合も、学校は、児童生徒が、安全・安心に活用できるよう、ルールや、個人情報への取扱いを、保護者に丁寧に説明するようにしています。

順序	17	質問日	9月15日	会派名	市民連合	氏名	小山 友康
----	----	-----	-------	-----	------	----	-------

発 言 の 要 旨	
2	地域別住民学習会
	(2) 教職員の参加について
6	通学路の安全対策について
	① 通学路の危険箇所の現状
	② 通学路の安全対策に係る関係機関との連携
	③ 中学校の通学時における安全対策
7	電子図書について
	① 電子図書貸出しサービス導入の経緯と現在の状況
	② 小中学校との連携による図書貸出しサービスの活用状況及び今後の利用促進の
	取組

〔教育長答弁〕

始めに、地域別住民学習会への教職員の参加についてです。

各学校では、現在、教職員の長時間勤務の解消に向け、働き方改革に取り組んでいます。勤務時間外に開催される地域別住民学習会については、教育委員会として、参加を促すことは考えていません。

引き続き、各学校は、日常的に地域・保護者の声を聞き、教育活動に生かしてまいります。

次に、通学路の危険箇所の現状についてです。

昨年度、「福山市通学路交通安全プログラム」に基づき実施した合同点検により、抽出された箇所と合同点検以降の随時点検で、新たに対策が必要とされた箇所を合わせて、危険箇所は、579箇所です。

事故防止の啓発・指導等、ソフト面での対策は、速やかに実施しています。

注意喚起の標識や路面標識等の設置、横断歩道の新設・修復といったハード面での対策は、今年度と来年度の2か年で行っています。

次に、通学路の安全対策に係る関係機関との連携についてです。

危険箇所の抽出は、学校、保護者、地域関係者が行い、それに基づく合同点検は、国・県・市の道路管理者、警察、教育委員会が加わり、実施します。

その後、関係者全員で、対策を検討し、決定しています。

対策の実施に当たっても、円滑に進むよう連携しています。

次に、中学校の通学時における安全対策についてです。

中学生の通学は、自転車の利用もあるため、予見される危険性は多岐にわたります。

学校では、新入学時等に交通安全指導を行うほか、機会を捉えながら、登下校時に注意喚起するなど、日常的に交通安全指導を行っています。

また、警察が作成した自転車事故防止に係るリーフレットを、生徒及び保護者に配付するなど、啓発に努めています。

「福山市通学路交通安全プログラム」の合同点検によって抽出された危険箇所は、教育委員会から中学校に連絡し、学校は、生徒や保護者に注意喚起しています。

次に、電子図書についてです。

始めに、電子図書貸出サービス導入の経緯と現在の利用状況についてです。

デジタル化の進展により、出版物の電子化が進む中、多様化する利用者ニーズに対応するため、2020年（令和2年）7月に、電子図書貸出サービスを試行導入しました。

電子図書は、スマートフォンやタブレットで気軽に読めるという利便性もあり、運用開始から約1年間で、約2万6,000冊の貸出がありました。

コロナ禍において、外出や図書館サービスが制限される中、図書館に行かなくても利用できる電子図書への関心が高まり、利用件数が増えていると捉えています。

次に、小・中学校での電子図書貸出サービスの活用状況と今後の利用促進の取組についてです。

今年6月に、福山市立小中学校の児童生徒全員にIDとパスワードを配付し、学習端末を使って電子図書が読めるようにしました。

8月末現在、約2割の児童生徒が利用を始めており、貸出冊数は、小学生1万3,000冊、中学生3,272冊です。

今後は、子どもたちが読みたくなるような本の収集や、テーマに沿ったおすすめ本の特集など子ども向けのサービスの充実を図り、定期的に目を休ませるなどの注意喚起も行う中で、電子図書が、子どもたちが気軽に活字に触れ、新たな学びの機会となるよう取り組んでまいります。

順序	18	質問日	9月16日	会派名	日本共産党	氏名	高木 武志
----	----	-----	-------	-----	-------	----	-------

発 言 の 要 旨	
2	水泳場の再編計画について
	(2) 学校教育における水泳授業の減少について
4	保健行政について
	(3) 学校等での感染への対応について
1 2	教育行政について
	① コロナ禍での学校の統廃合について
	ア 小規模校の安全性や重要性
	イ 想青学園の開校の延期
	② 山野小学校と山野中学校について
	ア 再編を1年延期した理由
	イ 再編後の教育機能の検討
	ウ 再編計画の見直し

〔教育長答弁〕

水泳は、水の中で運動する楽しさや喜びを味わい、様々な泳法を身に付けることで、自分の命を守ることにつながる学習です。

感染対策の課題は、プールサイド、更衣室などで身体的距離を十分に確保できないことです。

公共及び民間プールでは、身体的距離を確保できるため、水泳授業を実施しています。

また、複数のインストラクターにより、安全かつ専門的な指導を受けることができ、今後も継続してまいります。

学校プールにおいて、感染対策の基準を満たす施設の整備及び人員配置の拡充は、考えていません。

自校で水泳授業を行う学校のプールは、長寿命化に取り組めます。

次に、学校等での感染への対応についてです。

「小学校休業等対応助成金・支援金」の制度については、国において詳細が決定したのち、学校等を通じて保護者へ周知することとしています。

次に、コロナ禍での学校再編についてです。

学校再編は、子どもたちにとってより良い学びの環境づくりのために進めているもので

す。

コロナ禍にあつて、学校は、感染防止対策の徹底を図りながら、教育活動を行っています。

ポストコロナ期の学びを見据え、学校規模・学校配置の適正化に取り組んでいきます。想青学園についても、2022年（令和4年）4月の開校に向け、引き続き準備を進めてまいります。

次に、山野小学校と山野中学校についてです。

再編によりスタートする子どもたちの新しい学校生活に向けた準備期間等を考慮し、1年に限り延期することとしました。

山野小・中学校に通う子どもたちの個々の状況を踏まえながら、不安なく新たな学校生活を送れるよう取り組んでいきます。

山野地域における再編後の教育機能については、今後設置する地域の持続・活性化の取組に向けた協議の場の中で、地域・保護者の皆様と議論していきます。

引き続き、教育環境の整備充実を図るため、学校再編に取り組んでまいります。

順序	19	質問日	9月16日	会派名	新政クラブ	氏名	宮地 毅
----	----	-----	-------	-----	-------	----	------

発 言 の 要 旨	
6	教育行政について
①	通学路の安全対策
②	登下校中の通学路での事故
③	子どもの読書活動推進計画

[教育長答弁]

始めに、通学路の安全対策についてです。

合同点検の進捗率は、本年6月末現在、71.5%です。

危険箇所は、昨年度、「福山市通学路交通安全プログラム」に基づき実施した合同点検により、抽出された箇所と合同点検以降の随時点検で新たに対策が必要とされた箇所を合わせて、579箇所です。

その内、対策完了済のものが209箇所、現在着工中のものが205箇所です。

現在着工中の箇所と未着工の箇所は、今年度から2年間で対策を行う予定です。

また、千葉県八街市で発生した事故を受け、今年7月、国から、車の速度が上がりやすく、大型車の侵入が多い、過去に、ヒヤリハット事例があった等の観点で、新たに危険箇所を抽出し、合同点検を実施するよう通知がありました。

それを受け、各学校に抽出を依頼し、8月に報告のあった危険箇所について、9月14日から、福山市通学路安全推進会議の関係機関・団体が連携し、合同点検を始めたところ です。

次に、登下校中の通学路での事故についてです。

過去2年間における事故件数は、2019年度(令和元年度)が8件、2020年度(令和2年度)が9件で、2018年度(平成30年度)以前と比較すると、約半数となっています。

事故の原因は、ほとんどが、ドライバーの安全運転義務違反ですが、児童生徒の注意不足もあります。

ドライバーと児童の双方が、危険を予測・回避できるよう、「福山市通学路交通安全プログラム」に基づく、外側線の新設・引き直し、グリーンベルトや防護柵の設置などの対策を行っています。

次に、子どもの読書活動推進計画についてです。

現在、分析中の全国学力・学習状況調査の結果を設問別に見ると、全国と同様に正答率が50%未満であった設問の約6割が、記述式の問題でした。

その特徴は、文章や問題を正確に理解し、解釈したことや考えたことの理由を説明する、必要な情報を捉え、要約したり、考えを書いたりする力を見ることです。こうした力を身

に付けるために、教科の学習はもとより、学校図書館などを利用し、図鑑や辞典、新聞などから情報を得ることができる読書活動の役割は大きいと考えています。

世界的な学習到達度調査であるPISA調査の結果から、国立教育政策研究所は、「本の内容について、人と話すのが好き」と回答した生徒は、読解力を見る問題の得点が高い傾向にあると報告しています。

読書ばなれ、活字ばなれが言われている中、本市においては、子どもたちが自ら本を開き、読もうとする場として、全小中学校の学校図書館整備を計画的に進めています。

明るく、温もりのある空間づくりと、自然科学や社会科学、文学など、バランスのとれた蔵書の整備・充実に取り組んでいます。

現在、作成中である「第3次子ども読書活動推進計画」では、本を読み、親しむだけでなく、義務教育段階において、読書感想文コンクール等への参加、ビブリオバトルや、ポップづくりを通じた図書を紹介する活動 など、本を読み、分かったことや考えたことを話す・書くといった、アウトプットの活動をより充実させていきます。

議第46号

福山市立小学校、中学校及び義務教育学校の管理並びに学校教育法の実施に関する規則の一部改正について

福山市立小学校、中学校及び義務教育学校の管理並びに学校教育法の実施に関する規則の一部改正については、別紙のとおりとする。

○改正の概要

(改正理由)

2022年(令和4年)4月から広瀬学園小学校及び広瀬学園中学校を、それぞれ中学校併設型小学校及び小学校併設型中学校として、小中一貫教育を実施することに伴い、所要の改正を行う必要がある。

(改正要旨)

- 1 中学校併設型小学校及び小学校併設型中学校を位置づけるとともに通称として小中一貫教育校の名称を掲げるもの。(第20条の2第1項関係)

小学校及び中学校	小中一貫教育校の名称
福山市立広瀬学園小学校 福山市立広瀬学園中学校	福山市立広瀬学園

- 2 小中一貫教育校における教育課程の編成について定めるもの。(第20条の2第2項関係)

(施行期日)

2022年(令和4年)4月1日

(別紙)

教育委員会規則第 号

福山市立小学校、中学校及び義務教育学校の管理並びに学校教育法の実施に関する規則の一部を改正する規則

福山市立小学校、中学校及び義務教育学校の管理並びに学校教育法の実施に関する規則（平成14年福山市教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	現行						
<p>第20条（略） <u>（中学校併設型小学校及び小学校併設型中学校の小中一貫教育）</u> 第20条の2 <u>次の表の左欄に掲げる小学校及び中学校は、それぞれ省令第79条の9の規定に基づき中学校併設型小学校及び小学校併設型中学校（以下「小中一貫教育校」という。）とし、その小中一貫教育校としての名称は、同表の右欄に掲げるものとする。</u></p> <table border="1" data-bbox="1070 1133 1246 1998"><tr><td data-bbox="1070 1570 1129 1998">小学校及び中学校</td><td data-bbox="1070 1133 1129 1570">小中一貫教育校の名称</td></tr><tr><td data-bbox="1129 1570 1189 1998">福山市立広瀬学園小学校</td><td data-bbox="1129 1133 1189 1570">福山市立広瀬学園</td></tr><tr><td data-bbox="1189 1570 1246 1998">福山市立広瀬学園中学校</td><td data-bbox="1189 1133 1246 1570"></td></tr></table>	小学校及び中学校	小中一貫教育校の名称	福山市立広瀬学園小学校	福山市立広瀬学園	福山市立広瀬学園中学校		<p>第20条（略） (新設)</p>
小学校及び中学校	小中一貫教育校の名称						
福山市立広瀬学園小学校	福山市立広瀬学園						
福山市立広瀬学園中学校							
2 中学校併設型小学校の校長と当該中学校併設型小学校に係る小							

学校併設型中学校の校長は、第19条第1項の規定により教育課程を編成するに当たり、省令第79条の11の規定に基づき、あらかじめ協議するものとする。

第21条 (略)

第21条 (略)

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(参考資料1) 文部科学省資料『小中一貫した教育課程の編成・実施に関する手引』抜粋

(平成28年12月26日)

		義務教育学校	小中一貫型小学校・中学校	
			中学校併設型小学校 小学校併設型中学校	中学校連携型小学校 小学校連携型中学校
設置者		—	同一の設置者	異なる設置者
修業年限		9年 (前期課程6年+後期課程3年)	小学校6年、中学校3年	
組織・運営		一人の校長 一つの教職員組織	それぞれの学校に校長、教職員組織	
			<p>小学校と中学校における教育を一貫して施すためにふさわしい運営の仕組みを整えることが要件</p> <p>①関係校を一体的にマネジメントする組織を設け、学校間の総合調整を担う校長を定め、必要な権限を教育委員会から委任する</p> <p>②学校運営協議会を関係校に合同で設置し、一体的な教育課程の編成に関する基本的な方針を承認する手続を明確にする</p> <p>③一体的なマネジメントを可能とする観点から、小学校と中学校の管理職を含め全教職員を併任させる</p>	中学校併設型小学校と小学校併設型中学校を参考に、適切な運営体制を整備すること
免許		原則小学校・中学校の両免許状を併有 ※ 当分の間は小学校免許状で前期課程、中学校免許状で後期課程の指導が可能	所属する学校の免許状を保有していること	
教育課程		<ul style="list-style-type: none"> ・9年間の教育目標の設定 ・9年間の系統性・体系性に配慮がなされている教育課程の編成 		
教育課程の特例	一貫教育に必要な独自教科の設定	○	○	○
	指導内容の入替え・移行	○	○	×
施設形態		施設一体型・施設隣接型・施設分離型		
設置基準		前期課程は小学校設置基準 後期課程は中学校設置基準を準用	小学校には小学校設置基準 中学校には中学校設置基準を適用	
標準規模		18学級以上27学級以下	小学校、中学校それぞれ12学級以上18学級以下	
通学距離		おおむね6km以内	小学校はおおむね4km以内、中学校はおおむね6km以内	
設置手続き		市町村の条例	市町村教育委員会の規則等	

(参考資料2)

広瀬学園小学校及び広瀬学園中学校について

1 めざす学校像

「自立」と「共生」に向けた多様な学習活動を通して、一人一人の成長を大切にする学校

2 育成する21世紀型“スキル&倫理観”

基礎的な知識・技能 コミュニケーション能力 課題発見・解決能力

3 対象児童生徒

- ・ 大きな集団での生活・学習が難しい
- ・ 在籍校での登校が難しい
- ・ 児童養護施設「ルンビニ園」に在籍している
- ・ 広瀬学園の教育環境に適している

4 児童生徒数

小学校 概ね60人（各学年概ね10人） 中学校 概ね45人（各学年概ね15人）

5 特徴

教育内容	学習方法	生活
＊各教科の基礎基本の確実な習得 ＊地域を素材に経験・知識を活用した探究（広瀬タイム）	＊個別学習（自分で学習計画作成） ＊グループ学習 （班，学年，異学年，全校） 《一人一台端末の活用》	＊一人一人のペースの尊重 ＊友だちとの協働 《柔軟な時程編成》

学習・生活環境	体制
◇ パーソナル・スペース 教室内外で、一人で学習したり、気持ちを落ち着けたりする場 ◇ マルチ・スペース 校内で、友だち、教員、地域の方と話せる場 興味があることに没頭するなど、自由に利用できる場 ◇ 自然体験・スペース 「ひろせDASH!村プロジェクト」を中心にした自然と触れ合う場 ◇ 学校図書館 読みたい本を手に取り、リラックスして読みふけることができる場	◇ 複数の教職員で児童生徒を支える複数担任制 ◇ 専門的な立場で支援を行うスクールカウンセラー等の配置 ◇ 多様な視点・分野から分析した個別の指導計画

(参考資料3)

広瀬学園小学校及び広瀬学園中学校における教育課程の特例について

1 趣 旨

広瀬学園小学校・中学校を選択し通学する児童生徒が、多様な学習活動を通して、基礎的な知識・技能、コミュニケーション能力、課題発見・解決能力等を身に付けることを目的に、既存教科等を組み換え、独自の教科「広瀬タイム」を新設する。

2 広瀬タイム

(1) 目 標

- 探究の過程において、課題の解決に必要な知識及び技能を身に付け、既習の知識・技能を活用できるものへと深める。
- 主体的・協働的に探究活動に取り組み、互いのよさを生かしながら積極的に参画しようとする態度を養う。

(2) 内 容

広瀬地域の豊かな自然環境を教材に、教科等で学んだことを活用し、栽培、ものづくり等の活動、観察・実験、調査、発表・討論など、体験的に学習する。

(3) 方 法

- 児童生徒が計画する探究活動
解決すべき課題に対して、「何がしたいか」「何ができるか」を起点に、児童生徒が計画し実現するために、各教科等の知識・技能や経験を活用し、探究する。
- 異年齢集団による協働学習
小学校1年生から中学校3年生までの児童生徒と一緒に学習したり、内容により学年を組み替えたりすることで、協働して課題を解決する。

(4) 時数及び主な学習活動例

	学年	広瀬 タイム 時数	広瀬タイムとして扱う既存の教科等の時数							主な学習活動例
			生活	総合	国語	社会	理科	図工 美術	技術 家庭	
小 学 校	1年	175	102		63			10		野菜づくり, 花栽培, 収穫祭, おもちゃづくり 等
	2年	175	105		60			10		
	3年	175		70	55	20	20	10		米・野菜づくり, 昆虫飼育, 野鳥観察 等
	4年	175		70	55	20	20	10		
	5年	175		70	55	17	18	10	5	米・野菜づくり, 昆虫飼育, 水路づくり, 崩れ防止作業, マップづくり 等
	6年	175		70	55	15	20	10	5	
中 学 校	1年	140		50	30	20	25	5	10	生き方探究(未来の自分), 広瀬の魅力・未来発信 等
	2年	140		70	20	20	15	5	10	
	3年	140		70	15	30	15	5	5	

議第47号

小学校及び中学校の通学区域の設定及び廃止について

2022年（令和4年）4月に広瀬小学校及び広瀬中学校を廃止することに伴い、通学区域を次のとおり設定し、及び廃止する。

1 通学区域の設定及び廃止について

(1) 加茂小学校及び加茂中学校の通学区域は、次の区域をもって設定する。

ア 福山市立加茂小学校

加茂町字北山，字栗根，字芦原，字中野，字上加茂，字八軒屋，大字下加茂，
字百谷

イ 福山市立加茂中学校

加茂町字北山，字栗根，字芦原，字中野，字上加茂，字八軒屋，大字下加茂，
字百谷

(2) 広瀬小学校及び広瀬中学校の次の通学区域を廃止する。

ア 福山市立広瀬小学校

加茂町字北山（一部）

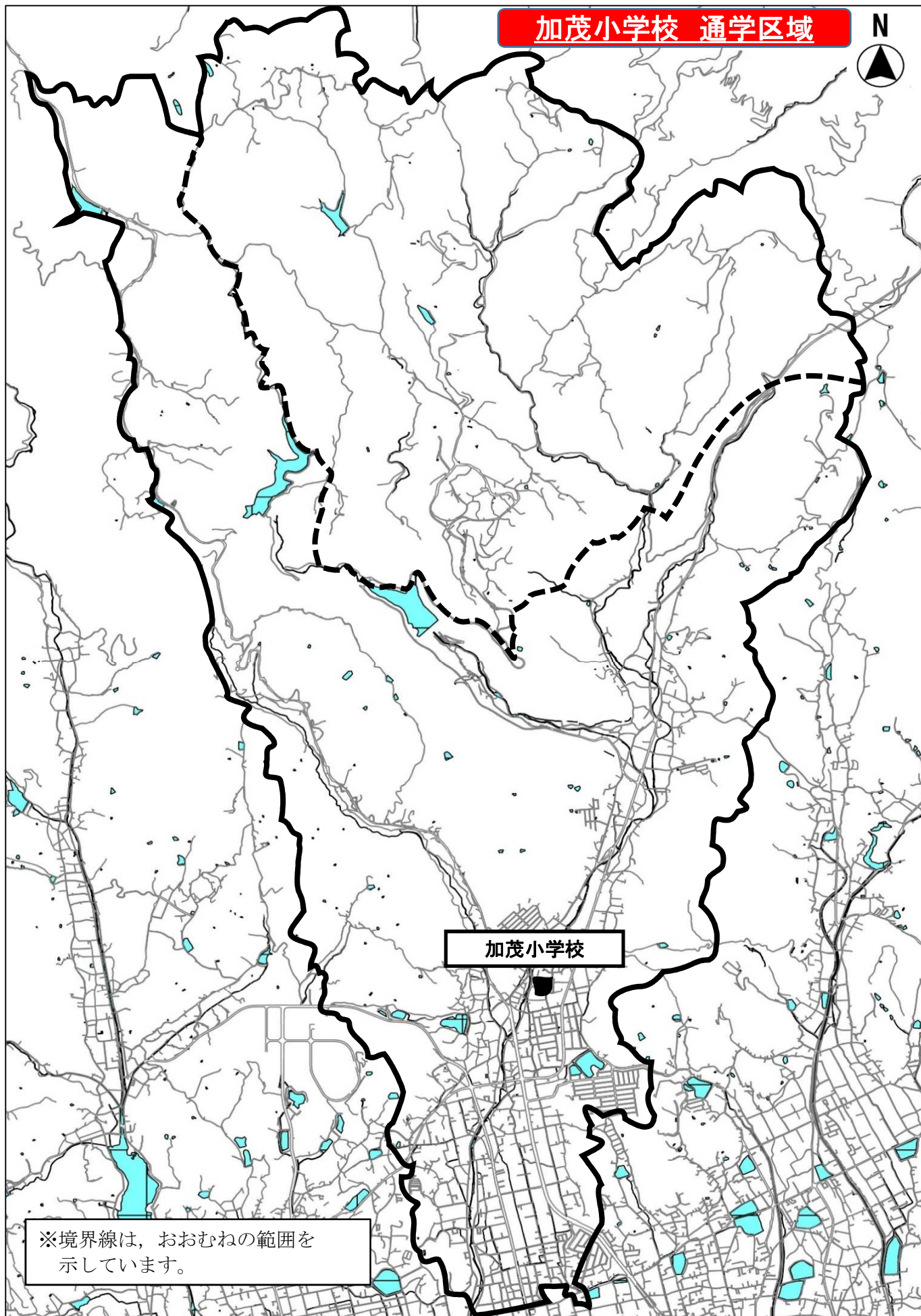
イ 福山市立広瀬中学校

加茂町字北山（一部）

(3) 設定及び廃止の時期

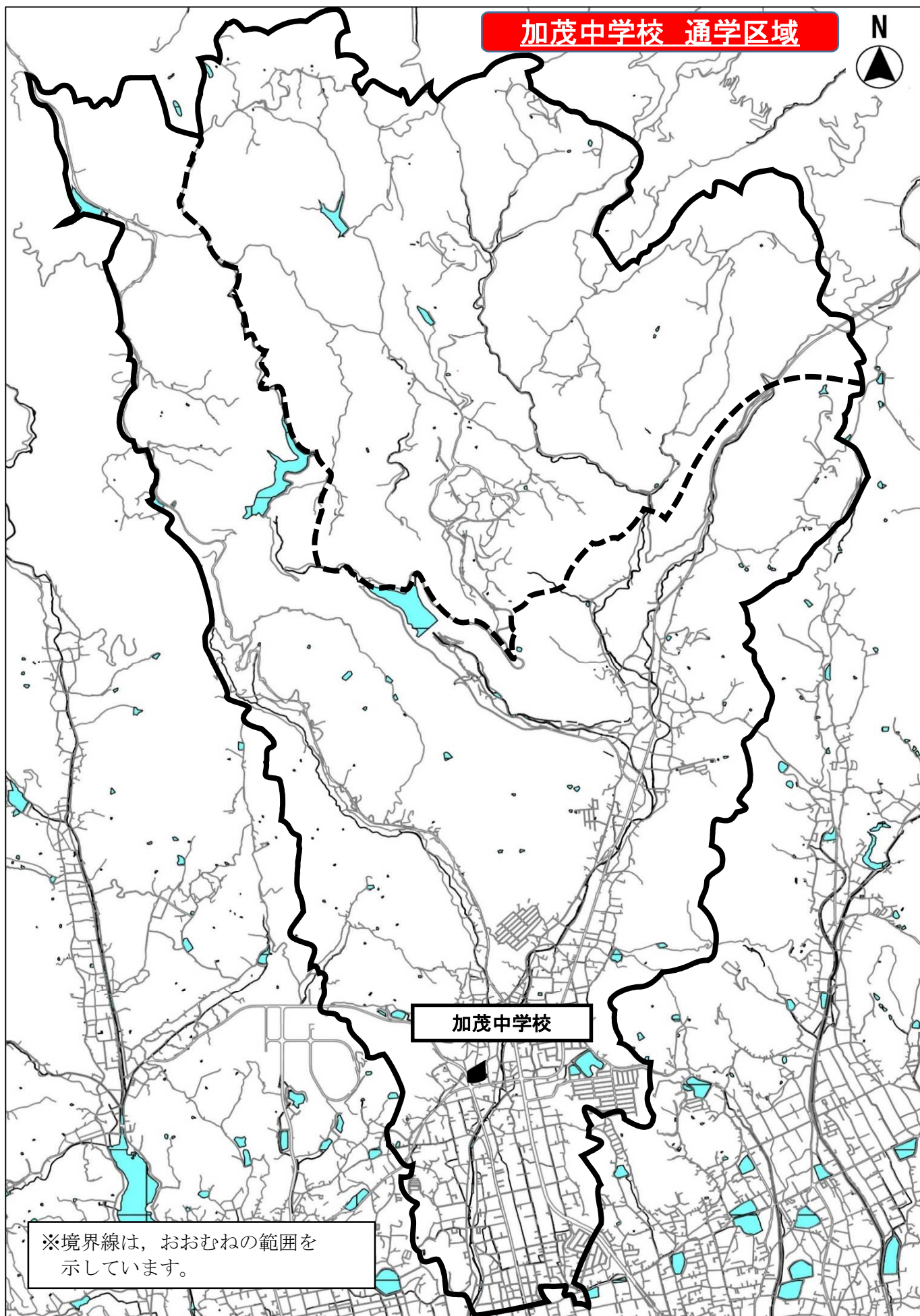
2022年（令和4年）4月1日

加茂小学校 通学区域



※境界線は、おおむねの範囲を示しています。

加茂中学校 通学区域



※境界線は、おおむねの範囲を示しています。

議第48号

福山市立小学校、中学校及び義務教育学校の通学区域に関する規則の一部改正
について

福山市立小学校、中学校及び義務教育学校の通学区域に関する規則の一部改正につ
いては、別紙のとおりとする。

○改正の概要

(改正理由)

広瀬小学校及び広瀬中学校を廃止し、廃止後の旧学校施設（広瀬小学校及び広瀬
中学校）を活用して2022年（令和4年）4月に施設一体型の広瀬学園小学校及
び広瀬学園中学校を設置することに伴い、所要の改正を行う必要がある。

(改正要旨)

- 1 廃止後の学校の通学区域を加茂小学校及び加茂中学校の通学区域として定めるも
の。 (第2条, 別表第1及び別表第2関係)

校名	町名
加茂小学校	加茂町字北山, 字粟根, 字芦原, 字中野, 字上加茂, 字八軒屋, 大字下加茂, 字百谷
加茂中学校	加茂町字北山, 字粟根, 字芦原, 字中野, 字上加茂, 字八軒屋, 大字下加茂, 字百谷

- 2 福山市立学校の通学区域を規定している別表第1及び別表第2から、廃止する広
瀬小学校及び広瀬中学校の項を削除するもの。 (別表第1及び別表第2関係)
- 3 広瀬学園小学校及び広瀬学園中学校を通学区域の規定にかかわらず、市内全域か
ら通学することを認める学校として定めるもの。 (第3条関係)

(施行期日)

2022年（令和4年）4月1日

(別紙)

教育委員会規則第 号

福山市立小学校、中学校及び義務教育学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

福山市立小学校、中学校及び義務教育学校の通学区域に関する規則（昭和44年福山市教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	現行
<p>(通学すべき学校の指定)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前条の所属学校以外の学校で、市内全域からの入学を認めることのできる学校は次のとおりとする。</p> <p><u>(1) 福山市立常石ともに学園</u></p> <p><u>(2) 広瀬学園小学校</u></p> <p><u>(3) 広瀬学園中学校</u></p> <p>別表第1 (第2条関係)</p> <p>福山市立小学校通学区域</p>	<p>(通学すべき学校の指定)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前条の所属学校以外の学校で、市内全域からの入学を認めることのできる学校は次のとおりとする。</p> <p><u>福山市立常石ともに学園</u></p> <p>別表第1 (第2条関係)</p> <p>福山市立小学校通学区域</p>

校名	町名
(略)	(略)
(削る)	(削る)
加茂	加茂町字北山、字栗根、字芦原、字中野、字上加茂、字八軒屋、大字下加茂、字百谷
(略)	(略)

別表第2（第2条関係）

福山市立中学校通学区区域

校名	町名
(略)	(略)
(削る)	(削る)
加茂	加茂町字北山、字栗根、字芦原、字中野、字上加茂、字八軒屋、大字下加茂、字百谷
(略)	(略)

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

校名	町名
(略)	(略)
広瀬	加茂町字北山（一部）
加茂	加茂町字北山（一部）、字栗根、字芦原、字中野、字上加茂、字八軒屋、大字下加茂、字百谷
(略)	(略)

別表第2（第2条関係）

福山市立中学校通学区区域

校名	町名
(略)	(略)
広瀬	加茂町字北山（一部）
加茂	加茂町字北山（一部）、字栗根、字芦原、字中野、字上加茂、字八軒屋、大字下加茂、字百谷
(略)	(略)

議第49号

福山市立広瀬学園小学校及び福山市立広瀬学園中学校の就学に関する取扱いについて

福山市立広瀬学園小学校及び福山市立広瀬学園中学校に入学又は転入学を希望する児童及び生徒の就学に関する取扱いについて、次のとおり定めるものとする。

1 定員

小学校 概ね60人（各学年概ね10人）

中学校 概ね45人（各学年概ね15人）

2 募集人数

小学校 第1学年 10人

第2学年から第6学年まで 在籍児童数を考慮し、教育委員会が定める人数

中学校 第1学年 広瀬学園小学校からの進学予定者数を考慮し、教育委員会が定める人数

第2学年及び第3学年 在籍生徒数を考慮し、教育委員会が定める人数

3 通学区域

市内全域

4 通学条件

児童生徒が、徒歩又は公共の交通機関等を利用し、又は保護者の責任において送迎により通学できること。

5 手続き

入学又は転入学を希望する児童生徒の保護者は、教育委員会が定める期間内（11月上旬）に申請する。

6 抽選

申請者が募集人数を超える場合は、抽選を行う。

7 その他

2021年度（令和3年度）において、広瀬小学校に在籍している児童及び広瀬中学校に在籍している生徒（第3学年を除く。）については意向を聴取し、希望者は校長の意見を踏まえた上で、広瀬学園小学校又は広瀬学園中学校への就学を認める。

(参考)

福山市立広瀬学園小学校及び福山市立広瀬学園中学校の就学に関する実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、福山市立小学校、中学校及び義務教育学校の通学区域に関する規則（昭和44年教育委員会規則第12号。以下「通学規則」という。）第3条第3項の規定に基づき、市内全域からの入学又は転入学を認める福山市立広瀬学園小学校（以下「広瀬学園小学校」という。）及び福山市立広瀬学園中学校（以下「広瀬学園中学校」という。）（以下「広瀬学園」と総称する。）の就学に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(根拠制度)

第2条 広瀬学園小学校第1学年及び広瀬学園中学校第1学年は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号。以下「省令」という。）第32条第1項の規定による学校選択制度並びに広瀬学園小学校第2学年から第6学年まで及び広瀬学園中学校第2学年及び第3学年は、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号。以下「政令」という。）第8条の規定による指定学校変更申立許可運用基準に基づく特例として、一定の要件のもとに入学又は転入学を許可するものとする。

(定員)

第3条 広瀬学園の児童及び生徒（以下「児童生徒」という。）の定員は、広瀬学園小学校は60人（各学年10人）とし、広瀬学園中学校は45人（各学年15人）とする。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、これを越えることができる。

(募集人数)

第4条 広瀬学園に入学又は転入学することができる児童生徒の学年及び人数（以下「募集人数」という。）は、次のとおりとする。

(1) 広瀬学園小学校第1学年 10人

(2) 広瀬学園中学校第1学年 広瀬学園小学校からの進学予定者数を考慮し、教育委員会が定める人数

(3) 広瀬学園小学校第2学年から第6学年まで並びに広瀬学園中学校第2学年及び第3学年 在籍児童生徒数を考慮し、教育委員会が定める人数

(就学の時期及び期間)

第5条 広瀬学園に入学又は転入学する時期は、毎年4月1日とする。ただし、教育委員会が認める者は、この限りではない。

2 広瀬学園に就学する児童生徒は、卒業するまでの期間在籍することができるものとする。

3 児童生徒又は当該児童生徒の保護者の事情により通学が困難となった場合は、教育委員会は広瀬学園の校長と協議の上、当該児童生徒の住所地を通学区域とする小学校、中学校又は義務教育学校（以下「所属学校」という。）に当該児童等を就学させることができるものとする。

(対象者)

第6条 広瀬学園に入学又は転入学することができる児童生徒は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大きな集団での生活・学習が難しい者
- (2) 在籍校での登校が難しい者
- (3) 児童養護施設「ルンビニ園」に在園している者
- (4) 広瀬学園の教育環境に適している者

(就学の要件)

第7条 保護者は、次の各号すべてに該当する場合には、広瀬学園への入学又は転入学を願い出ることができる。

- (1) 児童生徒及び当該児童生徒の保護者が、福山市内に住所を有する者又は入学を願い出る年度の3月末までに住所を有する予定である者。
- (2) 児童生徒の保護者が、広瀬学園の教育方針に賛同し、諸活動に協力すること。
- (3) 児童生徒が徒歩又は公共の交通機関等を利用し、又は保護者の責任において送迎により通学することができること。なお、通学にかかる交通費については、教育委員会が別に定める場合を除き保護者が負担するものとする。

(申請等)

第8条 広瀬学園に入学を希望する児童生徒の保護者（以下「入学希望者」という。）は、「広瀬学園入学申請書（兼指定学校変更申立書兼転入学届）」（以下「申請書」という。）を所定の申請期限内に教育委員会に提出しなければならない。

(許可)

第9条 教育委員会は、前条の申請書が提出された場合において、第6条に定める対象者及び第7条に定める就学の要件に該当し、入学希望者の数が募集人数以内であるときには、入学を許可するとともに、「入学許可通知書」（以下「許可書」という。）を当該入学希望者に交付するものとする。

(抽選)

第10条 教育委員会は、入学希望者の数が、募集人数を超えた場合は、抽選により入学を許可する者を決定し、許可書を当該入学を許可する者に交付するものとする。

2 教育委員会は、前項の抽選を行う場合は、当該抽選の対象となる児童生徒の保護者に対して、抽選を実施する旨の通知を行う。

3 抽選は、公開とする。

4 抽選の結果当選しなかった者は、補欠として登録し、併せて補欠の順位を決定する。

(補欠登録者の繰上げ)

第11条 前条第4項の規定により補欠として登録された者（以下「補欠登録者」という。）は、抽選の結果当選した者が辞退した場合は、補欠の順位上位の者から順次繰り上げるものとする。

(就学校の指定)

第12条 第1学年について、福山市立小学校、中学校及び義務教育学校の管理並びに学校教育法の実施に関する規則（平成14年教育委員会規則第7号。以下「管理規則」という

。)第4条の入学期日及び学校指定通知書発行までに第9条又は第10条第1項の許可書が交付されない場合は、所属学校を就学すべき学校として指定するものとする。

(転入学する場合の準用)

第13条 第8条から前条までの規定は、政令第8条の規定に基づく指定学校の変更により、広瀬学園に4月1日に転入学する場合に準用する。この場合において、第8条から第10条までの規定中「入学」は「転入学」に、「入学希望者」は「転入学希望者」に読み替え、第8条の申請書は、管理規則第6条の指定学校変更申立書とみなす。

2 第5条ただし書きの規定による年度途中の転入学については、転入学を希望する時期の在籍児童生徒数等を踏まえ、教育委員会が認める場合に第8条の所定の申請期間外の申請を受け付け、第9条の規定に基づき転入学を許可する。

(中学校等への入学)

第14条 広瀬学園小学校に在籍する児童が中学校へ入学するときは、当該児童の住所地を通学区域とする中学校又は義務教育学校を就学すべき学校として指定するものとする。ただし、第4条第2号の募集人数を定める日より前に、当該児童の保護者に広瀬学園中学校への入学の意向を聴取し、入学を希望する場合は、校長の意見を踏まえた上で、広瀬学園中学校への入学を許可するものとする。

(入学の取消)

第15条 教育委員会は広瀬学園への就学を許可した後において、申請の事実と異なり、学校運営に支障があると認められるときは、就学許可を取り消すことができる。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、広瀬学園の就学に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、2022年(令和4年)4月1日から施行する。ただし、第3条及び第4条、第6条から第13条まで並びに第15条の規定は、2021年(令和3年)10月1日から施行する。

議第50号

福山市立広瀬学園小学校及び福山市立広瀬学園中学校の校歌及び校章について

2022年（令和4年）4月開校予定の広瀬学園小学校・広瀬学園中学校の校歌及び校章を、次のとおりとする。

1 校歌について

(1) 歌詞

1

著作権移譲の関係で、現在掲載できません。

2

(2) 歌詞と曲に込められた思い

初めてご縁をいただいて訪れた時から今でも、神々を大切に祀られてきた先人の想いと山々に吹き抜ける風の心地よさを強く感じてやみません。

広い世界の中で『広瀬』という天空の町に集い、ここで巡り会えたことは正に奇跡ともいえるご縁。

その素晴らしいご縁あってここに集う子どもたちには、広瀬の心地よい自然の気を

身体と心にいっぱい浴びて，人と自然と，そして全ての関わり合いの中でいろいろなことを感じ，たくさんのことを学んで，自らの持てる可能性をどんどん伸ばして行ってほしい，そう心から願っています。

一人ひとりの個性豊かな魂が共鳴しながら，生命がキラキラと輝きますように。そして，自らの道を信じて思い切り進んでいけますように。

三拍子の曲は校歌としては少々珍しいのですが，しなやかな強さをもってこれからの新しい時代を生きてほしいそんな願いも込めて言葉と旋律をのせてみました。

人生の大きな学びの場となる小学校から中学校までの九年間を過ごすこの『広瀬学園』が子どもたちの大切な心のふるさととなりますように・・・

2 校章について

(1) デザイン



(2) デザインに込められた思い

緑色の線（山）と水色の線（川）は広瀬の自然を，鉛筆と定規（文房具）は学校を表現しています。

豊かな自然とあたたかい地域を学びの場として，自分のペースで伸び伸びと，仲間とともに成長してほしいという願いを込めました。

(参考)

1 校歌

(1) 経過

広瀬小学校にゆかりのある専門家に、作詞・作曲及び編曲を依頼した。

2020年(令和2年)1月から2月までの間、「校歌に入りたいフレーズ・言葉」を広瀬学区の小・中学校の児童生徒、保護者、地域住民及び教職員から募集し、準備委員会において集約した。それを制作者にお渡しし、制作の際の参考にしていただいた。

(2) 作詞・作曲・編曲

原田 嘉子(はらだ よしこ)

【プロフィール】

広島県福山市出身。和太鼓奏者。

芸能トータルプロデュース“hiMe story”所属。

和太鼓スタジオ”甲の郷“主宰。

和太鼓指導講師として、広瀬小学校をはじめとする福山市内の小・中学校や高校、大学等で指導されている。

(受賞歴)

2008年東京国際和太鼓コンテスト大太鼓一人打ち部門で優秀賞を受賞。

2 校章

(1) 経過

2020年(令和2年)8月から9月までの間、広瀬学区の小・中学校の児童生徒、保護者、地域住民、教職員及び市内在住者を対象に公募し、準備委員会において、デザイン案42作品の中から決定した。

(2) デザイン

藤谷 和憲(ふじたに かずのり)(福山市在住)

【プロフィール】

福山地区消防組合消防局勤務。趣味で、コピーやロゴ、イラストの作成などを行っている。採用された代表的なものとして、福山駅前の施設「アイネス フクヤマ」を命名した。

議第51号

福山市立常石ともに学園の校歌について

2022年（令和4年）4月開校予定の常石ともに学園の校歌を，次のとおりとする。

1 歌詞

1

著作権移譲の関係で，現在掲載できません。

2

2 歌詞と曲に込められた思い

初めて学校を訪問した際に強烈に感じたわくわく感！

頭を寄せ合って学ぶ子どもたちの姿とその素直な目を見ていると，その奥にきらめく可能性の大きさに心が躍りました。

広い世界の中で奇跡的な出逢いをした仲間とともに，この学園で学び合うことで常に新しい発見をし，常に新しい自分と出会い向き合っていく子どもたち。

一人ひとりの尊い個性と智慧と力を寄せ合うことで、揺るぎない大きな力となり、さらには新たな時代の創造の力となる・・・

きらめく波と大海原をイメージした伴奏の分散和音に、一人ひとりの大きな夢と想い(志)を乗せて、後半はいきいきとエネルギーに未来へ向かって歌い上げるイメージで。

最後は自分で選んだ音を気持ちよく伸ばして歌ってください。

(参考)

1 校歌

(1) 経過

広瀬学園の校歌制作者に、作詞・作曲及び編曲を依頼した。

開校に向け、イェナプラン教育を実施している常石小学校児童の「校歌に入りたい言葉」を参考資料としてお渡しするとともに、学校訪問により、子どもたちの学ぶ姿や学校周辺を含めた教育環境を見ていただいた。

(2) 作詞・作曲・編曲

原田 嘉子 (はらだ よしこ)

【プロフィール】

広島県福山市出身。和太鼓奏者。

芸能トータルプロデュース“hiMe story”所属。

和太鼓スタジオ”甲の郷“主宰。

和太鼓指導講師として、広瀬小学校をはじめとする福山市内の小・中学校や高校、大学等で指導されている。

(受賞歴)

2008年東京国際和太鼓コンテスト大太鼓一人打ち部門で優秀賞を受賞。